

5. 地域における子育て支援の充実

●「こどもの権利」に関する啓発等の推進

令和5年4月に施行されたこども基本法の中では、年齢等に関わらずすべてのこどもの尊厳や様々な権利が保障される社会づくりについて、社会全体で行う責任があると示されています。本市においても、すべてのこどもは大切にされ、人権が守られ、差別されない権利があることを筆頭に、こども基本法に掲げられた理念に基づいた政策を推進すること、また、子育て世帯もそうでない世帯も一体となって、こどもの幸福な生活を担保する地域づくりを推進することが求められます。

●子育て支援ネットワークづくり

本市では、子ども食堂など、市民の有志によって様々な子育て支援が推進されています。また、ファミリー・サポート・センターによる市民の互助活動についても依頼会員が増加している状況があり、地域住民の協力による子育て支援ネットワークの一層の充実や、市内事業所等とも連携した協力会員の確保、また、民生委員児童委員等と連携した見守り・相談支援の推進が求められます。

●団体等と連携した第3の居場所づくり

コロナ禍の影響もあり地域のつながりが希薄化する中で、家や学校以外に子どもが安心して過ごせる「第3の居場所づくり」が注目されています。国においても、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、指針において市町村におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や、広報啓発活動、コーディネーターの配置等に係る支援を行うことが明記されています。様々な事情により家や学校が必ずしも安心できる場所ではない子どものためにも、NPOやボランティア等とも連携し、子ども食堂や子ども用のフリースペース等、子どもが安心して過ごせる「第3の居場所」の充実に取り組むことが求められます。

6. 障がい等のある子どもへの支援の充実

●学校等における支援体制の充実

架け橋期（年長児から小学校1年生の終わりまでの期間）の取組により、幼児教育施設（幼稚園、認定こども園、保育園）から小学校への円滑な接続を進めるとともに、障がい等のある児童生徒の一人一人が、学習上または生活上の困難を改善・克服し自立にむけて最適な環境で学ぶことができるよう、児童発達支援センター等の専門機関等と連携し、個別の教育支援計画の作成や環境調整を推進するとともに、通級指導教室や特別支援学級における指導の充実が**必要です**。また、インクルーシブ教育の実践に向けて、すべての教職員で行う特別支援教育を目標に、通常の学級を含めたすべての学級で一人一人の発達に応じた支援・指導・教育ができるよう、引き続き授業研究会や研修会の実施に取り組むとともに、障がいのある子どもの困難を軽減するための「合理的配慮」の提供が**求められます**。

●障がい等の早期発見と早期支援の推進

知的に遅れの無い発達障がいは保護者が気づきにくく、集団生活の場である教育・保育施設や学校からの指摘により判明するケースが多くなっています。発達障がいを含め、支援が必要な子どもの早期発見また早期支援に繋げる取組が必要です。

また、教育・保育施設や学校と連携し、必要に応じて保護者への助言や専門機関の受診勧奨に取り組むことが重要です。

7.子育てに困難を抱える家庭への支援の充実

●ひとり親が抱える困難への対応

日本全体におけるひとり親の就業率は8割以上ですが、雇用形態別で見ると、父子家庭で約1割、母子家庭では約5割が非正規雇用となっています。また、母子家庭の約4分の3は養育費を受け取っておらず、経済的困難を抱えやすい状況となっており、実際に、ひとり親世帯の相対的貧困率は約5割にのぼります。

実際に、本市で貧困にあたる可能性のある層の4～7割は、経済的な理由から食料や衣類が買えなかった経験があると回答しています（村上市子どもの未来応援プランより）。ひとり親世帯が抱える様々な課題や困難に対応するため、児童扶養手当の支給等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じた生活支援、子ども子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組むことが重要です。

●子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があり、地域や社会全体で解決すべき課題であるという認識のもと、関係機関と連携しながら、保護者の就労支援、生活支援、経済的支援また子どもの学習支援を進め、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

●不登校の児童生徒への支援

文部科学省の調査によると、不登校の児童生徒は年々増加傾向にあり、村上市でも一定数の不登校児童がおり、児童生徒の「学びの場」をさらに充実させていく必要があります。

8.子育ての不安や負担の軽減と情報提供体制の充実

●子育ての不安や負担の軽減

ひとり親、生活困窮、障がい等の困難を抱えた世帯又は未就園児の保護者等は孤立しやすい状況にあり、育児の不安や負担を抱え込んだ結果、うつ病等の精神疾患の発症又は虐待等の深刻な状況に陥りやすくなります。

本市においては、身近な地域にある地域子育て支援拠点事業、一時預かりなどの事業を行ってきました。

今後は、子育てに関する事業を充実させるだけでなく、関係機関が連携を密にして、支援が必要な家庭及び児童に早期に関わり、虐待を未然防止していく体制を強化することが重要となります。本市では令和6年度からこども家庭センターを設置し、さらに重層的支援体制整

2-3 学校教育・社会教育・学習支援の充実

施策の方針

学校生活における様々な相談と児童生徒一人一人に適した学習支援を行うとともに、思春期の心身の健康づくりと、命を大切に、相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。

また、家庭環境や経済的状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけるための支援の充実を図ります。

指標と目標値

指標	現状値	目標値
学校の授業がわかる割合(中学生調査)	85.6%	90%

具体的取組

取組	取組内容	担当課
学童保育施設整備事業	既施設の設備等の機能強化を図るとともに統合および新設を必要とする学童保育施設について、小学校の統廃合を見据えながら保育園等施設整備計画に基づき開設場所や事業の実施形態等を含め検討し、整備を進めます。	こども課
こども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	小学校では令和2年度、中学校では令和3年度に改訂された現行の学習指導要領に則った授業が行われ、一人ひとりに応じたきめ細かな指導が行われるよう、各学校を指導します。	学校教育課
外部指導者などを招いての学校教育の活性化	外部指導者などを招き、村上市の自然や風土、歴史を学び、様々な文化を体験することにより、郷土を知り、地域を愛する心を育みます。	学校教育課
外国語指導助手招致事業	海外の青年を招致し、学校における外国語教育の充実や国際交流の進展を図ります。また、小学校の外国語の授業を支援できる体制づくりも進めます。	学校教育課
市非常勤講師による学力向上事業	市非常勤講師の配置により、TT(チームティーチング)形式や少人数学習の授業を行い、児童・生徒のより確かな学力の定着を図ります。	学校教育課
情報教育の推進	学校の授業において、情報モラルを確実に身につけさせ、コンピュータや情報通信ネットワークを活用した情報活用能力を育成する支援体制づくりを推進します。	学校教育課
望ましい人間関係づくりのための指導の充実	心身の発達等について理解を深め、生命尊重や自己および他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することを重視する学習を行います。外部指導者も活用しながら、学校の授業において実施します。	学校教育課
学校だより、学年だよりや学校ホームページの活用	学校だより、学年だよりや学校ホームページを活用することで、子どもの活動の様子や家庭・地域の教育力を向上させる内容等を広報し、啓発します。	学校教育課